

国民年金たより

令和7年度保存版

問合せ先

日本年金機構津年金事務所 ☎ 059-228-9112
市民課医療年金グループ ☎ 84-5005



日本年金機構
ホームページ

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老後の保障のほか、重い障がい、死亡といった万一のときに生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで保険料を納めて、お互いの生活を支え合う制度です。

令和7年度の国民年金保険料

令和7年4月～令和8年3月の国民年金保険料は、**月額17,510円**です。保険料は、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関などで納めてください。コンビニなら夜間、土・日曜日、祝日でも納付できます。また、口座振替やクレジットカード納付、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済など）をご利用いただくと、金融機関などに行く手間と時間を省けます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。ぜひこの機会に、便利でお得な納付方法をご利用ください。

令和7年度振替方法ごとの納付額

振替方法	納付書払い クレジットカード納付	口座振替
毎月納付	17,510円	17,510円
当月末振替	—	17,450円 (60円の割引)
6カ月前納	104,210円 (850円の割引)	103,870円 (1,190円の割引)
1年前納	206,390円 (3,730円の割引)	205,720円 (4,400円の割引)
2年前納*	409,490円 (15,670円の割引)	408,150円 (17,010円の割引)

※令和8年度の保険料は月額17,920円で算出

保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、所得の基準を満たせば、保険料の納付が免除または猶予されます（本人や世帯主、配偶者の所得審査があります）。また、産前産後期間は、届出により所得に関わらず保険料が免除されるので、ぜひご利用ください。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、万一のときに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。「保険料の免除・納付猶予制度」は、申請日から、原則として2年1カ月前までさかのぼって申請できるので、早めに手続きしてください。

免除・納付猶予・学生納付特例と未納の違い

	老齢基礎年金		障害 基礎年金	遺族 基礎年金
	受給資格期 間への参入	年金額への 反映	受給資格期間 への参入	
全額免除				
一部免除	○	○	○	○
産前産後免除				
納付猶予	○	×	○	○
学生納付特例	○	×	○	○
未納	×	×	×	×

※全額免除、一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、産前産後免除では、年金への反映額が異なります。

免除等の所得基準（令和3年度以降）

区分	所得の基準 (前年所得が下記の計算式で計算した金額の 範囲内であれば所得の基準を満たします)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 障がい者、寡婦、ひとり親の場合は、上記金額または135万円
一部免除	4分の3免除 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	4分の1免除 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後期間免除	所得制限なし
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
学生納付特例	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

保険料の追納

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納が承認された月の前10年以内であれば、原則として古い期間から追納することで、年金額を満額に近づけることができます。また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されるので、追納することをお勧めします。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。また、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

高齢任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額を満額に近づけたいときは、60歳以降でも国民年金制度に任意加入できます。ただし、申請があった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません（60歳の誕生日の前日から任意加入の手続きを行うことができます）。納付方法は、原則として口座振替になります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。なお、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行います。

【対象者】

▷老齢基礎年金の受給者で、次の①～③すべてに該当する人

- ①65歳以上
- ②世帯全員の市民税が非課税
- ③前年の公的年金等の収入金額^{*1}とその他の所得との合計額が、昭和31年4月1日以後生まれの人は889,300円以下、昭和31年4月1日以前生まれの人は887,700円以下^{*2}

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 昭和31年4月2日以後に生まれた人で789,300円を超え889,300円以下である人、昭和31年4月

1日以前に生まれた人で787,700円を超え887,700円以下である人には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。

▷障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者で、前年の所得額が4,721,000円以下の人

【請求手続き】

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内を順次送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入の上、日本年金機構へ提出してください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

離婚時の年金分割制度

離婚などをした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を当事者間で分割することができる制度です。分割方法には「合意分割制度」と「3号分割制度」があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。年金分割に関する相談・手続きは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

※市役所では相談・手続きはできませんのでご注意ください。

次の場合は、離婚時の年金分割の請求を行うことができません。

- (1)離婚等をした日の翌日から2年を経過している場合
- (2)離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している場合

国民年金の申請・照会・相談

インターネットで

マイナポータルによる電子申請

マイナポータルから次の申請が可能です。24時間365日スマートフォンからも申請でき、処理状況や申請結果も確認できます。

※電子申請には、事前にマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要です。

【対象手続】

- ①国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- ②国民年金付加保険料の申出(辞退)
- ③国民年金付加保険料の該当(非該当)の届出
- ④国民年金保険料の産前産後免除該当の届出
- ⑤国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ⑥国民年金保険料学生納付特例の申請
- ⑦口座振替納付(変更)申出 兼 還付金振込方法(変更)の申出
- ⑧口座振替辞退の申出



電子申請について

ねんきんネット

自身の年金に関する情報をいつでも確認できるサービスです。

- ①将来の年金見込額の試算
- ②「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- ③納付書によらない納付
- ④持ち主不明の年金記録の検索



ねんきんネット

マイナポータルと連携することでもっと便利になり、次のこともできます。

- ⑤国民年金保険料口座振替の申出
- ⑥扶養親族等申告書の電子申請
- ⑦確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付



インターネット予約

インターネットによる年金相談の予約

年金事務所での老齢年金・障害年金・遺族年金・未支給年金の請求に関する手続きの事前予約がインターネットでできます。

国民年金加入者ダイヤル

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

ねんきんダイヤル

各種通知書の内容確認、再交付申請に関する相談・手続きなど、年金相談に関する一般的な問い合わせができます。

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

各種お問い合わせやお手続きの際は、基礎年金番号が分かるものとマイナンバーカード等の本人確認できるものをご用意ください。